

# なごみグループ 身体的拘束等の適正化のための指針

(有限会社 なごみの部屋 / 株式会社 カルム)

## 第1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものです。当法人は、利用者の尊厳と権利を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないサービス提供の実施に努めます。

## 第2 身体的拘束適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置します。なお、運営は虐待防止委員会と一体的に行います。

### (1) 検討及び審議事項

- ①当事業所内での身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ②身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- ⑤身体的拘束等について報告された事例の集計と分析

### (2) 委員の構成

ケアマネジャー1名、老人ホーム管理者1名、看護師1名の計3名で構成します。ただし、必要に応じて関係職員を臨時に委員に指名することがある。

### (3) 委員会の開催

委員会は、3か月に1回、虐待防止委員会等の開催時に同時に開催します。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない事案が発生したとき、または不適切な身体的拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催します。委員会の検討内容は議事録を作成・保管するとともに、検討内容、結果等を全職員に周知徹底します。

## 第3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

- (1) 職員を対象にした定期的（年1回以上）な教育・研修の実施
- (2) 新任者を対象にした教育・研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

## 第4 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) カンファレンスの実施

- ①緊急やむを得ない状況になった場合、委員会中心として、ケアマネジャー等の関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束の3要素（「切迫性」、「非代替性」、「一時性」）全てを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

「切迫性」

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

「一次性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ② 3要素を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、家族に対する説明書を作成します。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ① 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、書面で同意を得たうえで実施します。
- ② 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等に対し、実施している身体的拘束の内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、書面で同意を得たうえで期間を延長します。

#### (3) 記録と再検討

- ① 専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。
- ② 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### (4) 拘束の解除

身体拘束の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族等に報告します。なお、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合で、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合は、ご家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

### 第5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう各事業所に掲示します。また、自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表します。

### 第6 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努めます。
- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携でここに応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンス等で検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動をしていただけるように努めます。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行します。

令和6年1月1日一部改正